2021年度版

知的障がい児者・自閉症児者のための

生活サポート総合補償制度

生サポは知的障がい児者・自閉症児者の暮らしを支援します。

普通傷害保険（特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット）

2020年度『アールブリュット作品展』入賞作品

今年度は70作品の応募があり、全作品を当会HP「お知らせ」に掲載いたしました。
全国のサポート協会にて投票を行い、票の多かった3作品を入賞といたしました。

（※作品作者名 敬称略）

ぼくの〝きりん〟
〈佐藤 望〉

みんなが楽しくおもしろくみえるように
〈吉田 淳一郎〉

動物園
〈佐賀 加奈子〉

アール・ブリュットとは 「生（き）の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとらわれない表現

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

●●●●●●●サポート協会

ご加入の皆様へ
別紙の補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。
特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

全国知的障害児者生活サポート協会とは…

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は、2006年（平成18年）11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での安全・安心と福祉の増進に寄与する事を目的として設立されました。
当会は、知的障がい児者・自閉症児者の日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。
助けあうという互助の精神を柱に、知的障がい児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。
全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ（https://zensapo.jp/）をご覧ください。

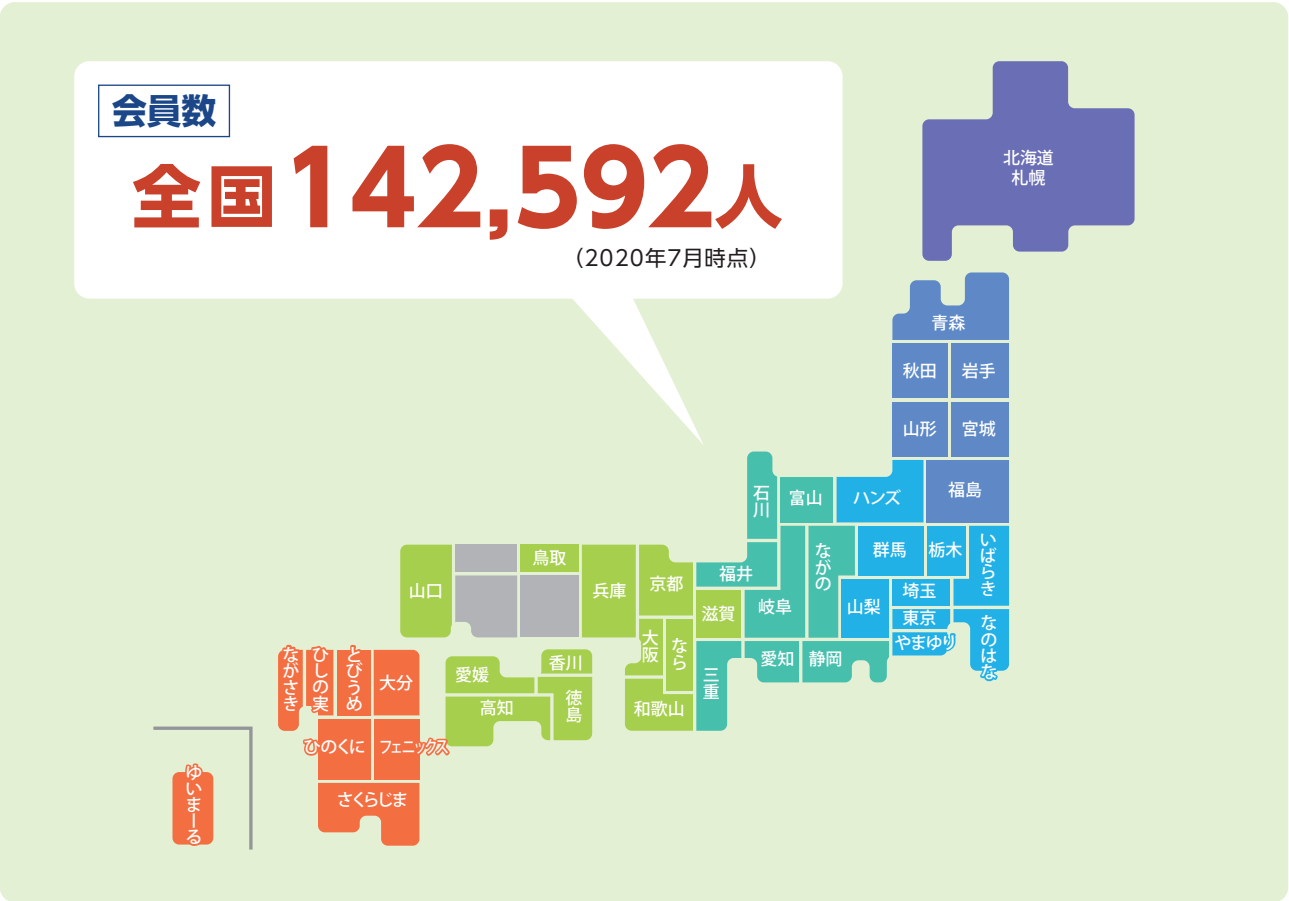

当会にご入会いただくと、病気やケガによる入院や賠償事故などを補償する
「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。

特　長

1. 入院給付金は既往症や、てんかんも補償
2. 個人賠償は最高3億円まで補償
3. 入院時に保護者（介護人を含む）の付添や介助が必要になったとき、日額をお支払いします。
4. 虐待などの被害事故・逮捕・勾留に対応するための弁護士費用を補償。（補償プランⒷ・Ⓒのみ）
5. 就労中（※）のトラブルも補償（補償プランⒸのみ）（※就労移行支援・就労継続支援A・B型も含む）
6. 年令にかかわらず、知的障がい児者、自閉症児者の方であればご加入いただけます。
7. 24時間安心補償 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。

例えば…

こんな時にお役に立ちます。

入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、
腸閉塞とわかり13日間入院した。
個室を利用し、母親が1日6時間程度付添介護にあたった。

入院2日目から補償プランⒷの場合

①付添介護保険金	8,000円×12日	＝	96,000円
②差額ベッド費用	3,000円×12日	＝	36,000円
③入院諸費用	1,000円×12日	＝	12,000円
④入院一時金			6,000円

お支払保険金合計 **150,000円**

個人賠償責任補償

自転車で35歳男性と衝突し、
男性は脳挫傷を負い
終身常時介護が
必要となった。
1億3,000万円の賠償。

補償プランⒷⒸの場合

お支払保険金合計 **1億3,000万円**

個人賠償責任補償

大きな音に驚き
手を振り回したため、
近くにいた女性の
眼鏡を壊してしまい、
損害賠償責任を負った。

お支払保険金合計 **50,000円**

ケガの補償

ガラスに衝突して
顔に裂傷を負い、
10日間通院した。

補償プランⒷⒸの場合
⑧通院保険金
3,000円×10日＝30,000円

お支払保険金合計 **30,000円**

弁護士費用等補償

不当に解雇されたため、
弁護士に相談し
損害賠償を請求した。
（不当解雇）

補償プランⒷⒸのみ

お支払保険金合計 **350,000円**（損害賠償請求費用）（法律相談費用）

職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず勤務先の
スタッフを叩いてケガをさせ、
入院させてしまった。
お見舞金として
10,000円をお支払いした。

補償プランⒸのみ

お支払保険金合計 **7,000円**（見舞金）

弁護士費用等補償

近所の人に定期的に
嫌がらせや時々暴力を
受けており、弁護士に
相談した。（虐待）

補償プランⒷⒸのみ

お支払保険金合計 **30,000円**（法律相談費用）

3つのプランから お選びいただけます。

＊ ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

入院給付金（①②③）の補償開始について

入院期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	…	30日目
入院4日目から 補償プランⒶ	補償しません			4日目から補償開始!!			
入院2日目から 補償プランⒷ	補償しません	2日目から補償開始!!					
入院2日目から 補償プランⒸ	補償しません	2日目から補償開始!!					

補償内容	補償項目	入所・生活介護の方におすすめ ご加入年齢 0歳～ 補償プランⒶ（入院4日目から）	入所・生活介護の方におすすめ ご加入年齢 0歳～64歳★ 補償プランⒷ（入院2日目から）	就労*者の方におすすめ ご加入年齢 0歳～ 補償プランⒸ（入院2日目から）
病気やケガで入院した時の補償 **入院給付金**（既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。） 被保険者が病気やケガの治療（治療のための検査を含む。）により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 〈ご注意〉・①付添介護保険金は被保険者の年令や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	①付添介護保険金 病気 ケガ 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき（それぞれ補償期間中30日限度）	8,000円	8,000円	――
	②差額ベッド費用 病気 ケガ 差額ベッド代が生じた日1日につき	3,000円	3,000円	――
	③入院諸費用 病気 ケガ 入院1日につき	1,000円	1,000円	4,000円
	④入院一時金 病気 ケガ 1入院につき	5,000円	6,000円	――
傷害（ケガ）をしたときの補償 **ケガの補償** ■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。（地震・噴火・津波危険補償セット） 〈ご注意〉・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑤死亡保険金 ケガ	100,000円	100,000円	500,000円
	⑥後遺障害保険金 ケガ 後遺障害の程度に応じて	4,000～100,000円	4,000～100,000円	20,000～500,000円
	⑦入院保険金 ケガ 入院1日につき（180日限度）	3,000円	5,000円	5,000円
	⑧通院保険金 ケガ 通院1日につき（90日限度）	2,000円	3,000円	3,000円
	⑨手術保険金 ケガ 1事故につき1回	30,000円（入院中）15,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）
他人に損害を与えた時の補償 **個人賠償責任補償** ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 〈ご注意〉・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限ります。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。	⑩個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	1億円	3億円	3億円
弁護士費用等の補償 **弁護士費用等補償** 補償期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。 〈ご注意〉購入した物品が10万円以下の場合（消費者被害）や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	⑪損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額	――	200万円	200万円
	⑫法律相談費用 1事故あたり支払限度額（1回1万円限度）	――	5万円	5万円
	⑬弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額	――	1万円	1万円
職務中の他人への身体の障害・財物損壊の補償 **職業従事中事故対応費用補償** 職業従事中（職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。）に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	⑭被害者見舞・治療等費用 ㋐見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合… 2万円限度 ㋑被害者の医療処置、入院費用等 ㋒葬祭費用	――	――	1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額（3,000円）
	⑮損壊財物復旧費用			
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑯疾病葬祭費用保険金 病気 支払限度額	100,000円	100,000円	――
	掛金（1年間）	**19,500円**	**25,200円**	**22,000円**

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」（補償概要をご参照ください。）に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注）以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償 等】

注）被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなられた場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注）掛金には会費（制度運営費）が含まれています。

注）補償プランの各補償項目に「－」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

★2021年4月1日時点で満65歳以上（昭和31年4月1日以前に生まれた方）の場合、補償プランⒷにはご加入いただけません。

＊「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

Q & A よくあるご質問をご紹介します。

Q どの補償プランに加入したらいいでしょうか?

A 病気やケガの入院がご心配でしたら「補償プランⒶ」か「補償プランⒷ」がおすすめです。
入院諸費用に加え、1日3時間以上の付添介護や差額ベッド代が生じた場合にも補償されます。
なお、ケガの入院は入院保険金が1日目より補償されます。
就労している、あるいは病気入院のご心配は少なく、おもに日常生活中や職業従事中に他人に損害を与えた時の補償が必要な方は「補償プランⒸ」がおすすめです。

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか?

A いいえ。
医師の診察は不要です。

Q 何歳から加入できますか?

A 0歳から加入いただけます。
ただし「補償プランⒷ」は、
満64歳までの方を対象としております。

Q 既往症で入院しても、支払い対象になりますか?

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、
てんかん発作による入院なども
支払いの対象となります。

Q 就労するのですが、加入できますか?

A はい。知的障がい児者・自閉症児者の方
であれば、職業にかかわらず
ご加入いただけます。

Q 現在治療中なのですが、加入できますか?

A はい。
治療中の方でもご加入いただけます。
ただし、入院中の場合は、退院後の
新たな入院が支払いの対象になります。
中途加入の場合は、待機期間も
ございますのでご注意ください。

Q 中途加入の場合でも口座から引き落としとなりますか?

A いいえ。
中途加入の場合には初年度の掛金は
引き落としとなりません。
指定の口座へお振込みが必要です。
次年度以降は、口座振替となり
自動的に補償が継続されます。

Q 弁護士費用等補償に法律相談費用の項目がありますが何か相談したいことがあった場合、弁護士さんはご紹介いただけるのでしょうか?

A 全国知的障害児者生活サポート協会では、全国6ブロックに法律相談いただける弁護士先生と
業務委託契約を締結しています。
詳しくは各サポート協会へお問い合わせください。

Q 加入依頼書の所属欄には何を記入するのでしょうか?

A ご本人が通われている会社名や、日中活動をされている施設名・作業所名を記入してください。
2か所に通われている場合どちらか1つをご記入ください。

加入依頼者（申込人）

保護者（または成年後見人等）

被保険者（補償の対象者）

知的障がい児者または自閉症児者

補償期間（保険のご契約期間）

2021年4月1日から2022年4月1日午後4時までの1年間　※次年度以降、口座振替により自動的に継続されます。

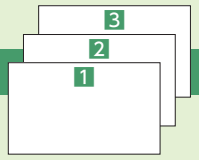

加入方法・掛金

■新規加入（4月1日午前0時補償開始）

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、1・2・3を事務局へお出しください。
（4はお客さま控です。）
掛金は口座振替となりますので入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院4日目から補償プランⒶ／掛金… 19,500円（保険料 17,000円）
■入院2日目から補償プランⒷ／掛金… 25,200円（保険料 22,720円）
■入院2日目から補償プランⒸ／掛金… 22,000円（保険料 19,510円）

口座振替日：5月12日（金融機関が休日の場合は翌営業日）

締　切　日：3月10日

〔継続加入の口座振替日:毎年5月12日（金融機関が休日の場合は翌営業日）〕

5月上旬に加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

■中途加入（5月1日以降に加入される場合）

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、事務局へお出しください。
（次年度以降、掛金は口座振替となりますので、入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。）
詳しくは、事務局までお問い合せください。

【補償期間：加入日（毎月1日午前0時）～2022年4月1日午後4時】

加入日の翌月上旬に加入者証が加入者住所に送付されます。

締切日… 毎月20日
加入日…締切日の翌月の1日
掛　金…初年度の掛金は右記の掛金表でご確認のうえ、締切日までに指定の口座まで掛金をお振り込みください。

※中途加入の場合、初年度の掛金は口座振替できません。
※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。

＊掛金には制度運営費が含まれています。
＊保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

2020年7月1日現在

加入日	掛金表（保険料）		
	入院4日目から補償プランⒶ	入院2日目から補償プランⒷ	入院2日目から補償プランⒸ
5月1日	17,400円（15,060円）	22,490円（20,160円）	19,810円（17,480円）
6月1日	15,900円（13,710円）	20,520円（18,350円）	18,080円（15,900円）
7月1日	14,360円（12,330円）	18,530円（16,510円）	16,330円（14,310円）
8月1日	12,830円（10,950円）	16,510円（14,650円）	14,580円（12,710円）
9月1日	11,310円（9,590円）	14,530円（12,820円）	12,840円（11,130円）
10月1日	9,800円（8,240円）	12,560円（11,010円）	11,100円（9,540円）
11月1日	8,270円（6,860円）	10,570円（9,170円）	9,350円（7,950円）
12月1日	6,730円（5,480円）	8,580円（7,340円）	7,610円（6,360円）
1月1日	5,220円（4,120円）	6,610円（5,520円）	5,870円（4,780円）
2月1日	3,690円（2,750円）	4,590円（3,660円）	4,100円（3,170円）

※加入日が3月1日の設定はありません。

＊当制度に保険期間の中途で加入した場合、入院給付金（4ページ）のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日（補償の開始日）からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。

	中途加入日（補償開始日）	30日	
病気による入院	✕	✕ ← 待機期間（30日） →	◎ 31日目以降に開始した入院がお支払いの対象です。（ただし所定の要入院日数以上の入院の場合）
ケガによる入院	✕	◎ 中途加入日以降に発生したケガによる入院がお支払いの対象です。	

用語の説明

ケ　ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によること をいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、保険金支払いの対象となりません。
手　術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】

新規加入者（昨年の現金申込者含む）

3月10日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。

▼

4月1日

補償が開始されます。

▼

5月上旬
加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

▼

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落しされます。（休日の場合は翌営業日となります。）

▼

2022年2月頃

今年加入された方は継続確認の案内が送付されます。同じご契約内容で継続される方は新たな加入手続きは不要です。

中途加入者

毎月20日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。7ページの掛金表をご確認のうえ、掛金をお振込みください。

▼

翌月1日

補償が開始されます。

▼

加入日の翌月上旬
加入者証が加入者住所に送付されます。

▼

2022年2月頃

継続案内が送付されます。

中途加入の場合、初年度の掛金はお振込みが必要です。
次年度以降は、口座振替により自動的に継続されますので、手続きは不要です。

継続加入者

2月頃

継続案内が送付されます。
（ご契約内容を変更される場合は、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ署名、捺印して返信してください。ご契約内容の変更のない場合は返信不要です。）

▼

4月1日

補償が開始されます。

▼

5月上旬
加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

▼

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落しされます。（休日の場合は翌営業日となります。）

▼

2022年2月頃

継続案内が送付されます。

【個人情報の取扱いについて】　契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

（1）補償期間中にこの制度の対象となる事故（ケガや病気、個人賠償事故等）にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
（2）後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき（例えば住所変更など）
（3）保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
（4）団体の構成員（会員）でなくなった場合（補償を継続できなくなるため）

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局

（加入依頼書等送付先）

一般社団法人●●●●●●●サポート協会

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店・扱者

株式会社ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11　新宿三井ビル2号館2F
TEL:03-5321-3373
FAX:03-5321-4774
受付時間:午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社
https://www.aig.co.jp/sonpo
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1　新宿NSビル14階
TEL:03-6894-9110
受付時間:午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-200307)